

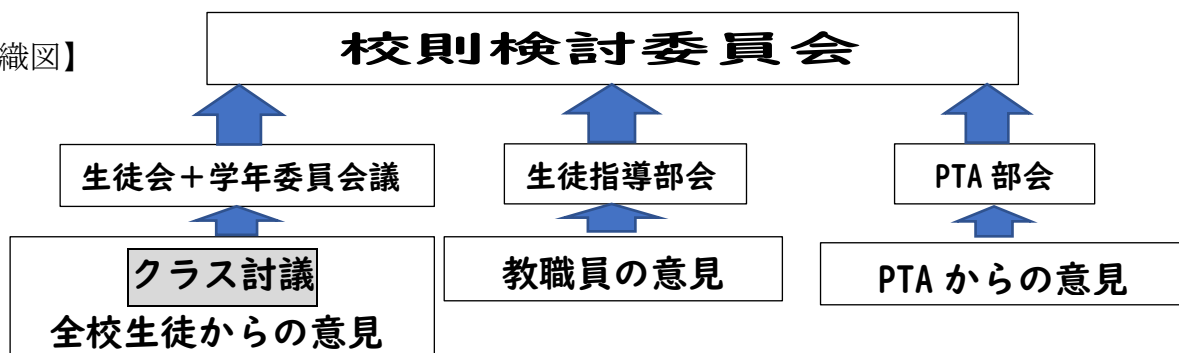
# 校則検討委員会

1989年に「子ども権利条約」が国連総会で採択され、日本でも1994年にこの条約が結ばれ、三芳町ではこの条約に基づき「子どもの権利条例」の設置を議論しているところです。本校でも生徒会を中心とした生徒一人一人の意見を尊重する学校作りに向けて、改めて校則検討委員会の組織を見直し、本校の校則の意義を理解しつつ、毎年見直しを図ります。

## 記

- 1 目的 生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、自分たちのきまりは自分たちでつくる経験を通して、校則は「守らされる」ものから「守る」ものへと、主体的に校則を守ることができる生徒を目指す。
- 2 校則を見直すときの3つのポイント
  - (1) 他人任せにせず、一人一人が主体的に校則の見直しに関わっていく。
  - (2) 少数の人だけが満足する校則でなく、生徒や先生、保護者、地域の方々など広い視野をもって多くの人にとってより良い校則にしていく。
  - (3) 校則については、最終的に校長先生が決定するものとなっているが、できるだけ生徒やその他の方々の意見を尊重していく。
- 3 校則検討委員会について  
構成メンバー：○委員長：校長  
○副委員長：教頭・PTA会長・生徒会長  
○委員：教務主任・生徒指導主任・養護教諭  
生徒会役員・学校運営協議会

### 【組織図】



### 4 見直しに向けての日程

日にち	内容
10月上旬	生徒への説明
10月中旬～下旬	意見集約
11月	意見討議
12月中旬	意見提出
12月下旬	第1回校則検討委員会
1月中旬	第2回校則検討委員会
2月中旬	検討結果公表
3月	試行期間
4月～	全面实施